

# ANNUAL REPORT 2018

認定NPO法人 SOS子どもの村JAPAN アニュアルレポート



## Index

01…ごあいさつ 02…課題とトピックス 03…子どもの村福岡 04…子ども家庭支援センター  
05…人材育成プログラムの開発と実践 06…財務報告

# ごあいさつ

2010年4月に福岡市の西区今津の地に「子どもの村福岡」を開村後8年が経過しました。この間、大変多くの方々のご理解・ご支援を賜り心より御礼申し上げます。

2018年度は、「SOS子どもの村インターナショナル(SOSCVI)」にならない、会計年度を1月1日から12月末までに変更した最初の年で、通常の事務処理にSOSCVIの一員としての業務も加わり、時に戸惑うこともありながら過ごした1年でした。その中で、特筆すべきは現在地(福岡市中央区赤坂1-3-14)への事務所移転(2018年11月7日)です。旧事務所(中央区今川)については、10年もの長期にわたり事実上無償にて供与いただいたサン電工社、土井社長の格段のご厚意に改めて心より御礼申し上げます。

さて、2016年の児童福祉法改正に基づき、「新しい社会的養育ビジョン」、さらに「都道府県社会的養育推進計画」、「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」と重要な通知が相次いでいますが、そこには、これまで各都道府県で行われてきた取組について全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められており、重要事項について具体的な数値目標・工程表が示されています。これにともない、政令都市を含む各都道府県で具体的な計画づくりが開始されており、当地においても、「福岡市社会的養育のあり方検討会」が設置され、当法人も議論に加わっております。最近、こどもの人権が侵される痛ましい事件が相次いでおり、対策が「待ったなし」の状況にあることを痛感させられます。私達も微力ながら、これまでの活動に加え、より一層、一時保護・ショートステイの受入れに取組み、これ以上、子どもたちが行き場を失うような事態が起こらないように努めたいと思います。皆様からの忌憚ないご意見をお聞かせくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、敬愛する松本壽通先生が2018年10月21日に逝去されました。先生は子どもを取り巻く様々な課題に先駆的に取り組まれ、「子どもの村福岡」の開設、「子どもの村を支える小児科医の会」の設立等に大いにご尽力頂きました。心より感謝申し上げます、ご冥福をお祈りいたします。

2018年は「平成」最後の年になりますが、新しい「令和」の時代が明るい未来につながることを心より願う次第です。



認定NPO法人SOS子どもの村JAPAN

理事長 福重 淳一郎

## 役員構成

<b>理事長</b> 福重 淳一郎	小児科医・福岡市立こども病院名誉院長	<b>理事</b> 相澤 仁	大分大学福祉健康科学部教授
<b>副理事長</b> 飯沼 一字	小児科医・東北大学名誉教授 特定非営利活動法人子どもの村東北理事長	<b>理事</b> 耘野 康臣	特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所代表理事
<b>常務理事</b> 坂本 雅子	小児科医	<b>理事</b> 田北 雅裕	九州大学大学院人間環境学研究院 教育学部門専任講師
<b>財務担当理事</b> 瀧山 勝久	福岡トヨペット 社友	<b>理事</b> 田代 多恵子	保健師
<b>理事</b> 大谷 順子	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡代表理事	<b>理事</b> 波多江 秀剛	ハタエスポーツ代表者
<b>理事</b> 松崎 佳子	福岡市子ども家庭支援センター 「SOS子どもの村」センター長 臨床心理士・広島国際大学 特任教授	<b>監事</b> 小坂 昌司	弁護士
<b>理事</b> 山崎 剛	みやぎ心のケアセンター副センター長	<b>監事</b> 田島 正陽	株式会社田島正陽建築事務所代表取締役

## 課題とトピックス いよいよはじまる社会的養護改革

2016年、70年ぶりに児童福祉法が改正され、2017年にはそれを具体化する「新しい社会的養育ビジョン」、さらに同年7月、厚生労働省は社会的養護の新体制の構築に向けて、都道府県知事(政令指定都市市長)に対して、以下のような4本の通知を出しました。

社会的養護の今後の展開を支える重要な内容を含むそれぞれについて概要をお知らせします。

### 1. 都道府県社会的養育推進計画

厚生労働省の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」の基本的な考え方を踏まえ、都道府県(指定都市)が施策の基本的な計画を2019年末までに定めるものです。内容は、市区町村における子ども家庭支援体制の構築、代替養育を必要とする子どもの数を見込んだ里親委託の見込み、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進、フォスティング機関事業の構築、一時保護改革、乳幼児・養護施設等の施設の小規模化、地域化、高機能化及び多機能化・機能転換、子どもの自立支援、特に、子どもの権利保障と最善の利益を尊重したアドボカシーの取り組みなど、今までにない新しい考え方で具体的な計画策定が求められています。

### 2. フォスティング機関

2016年の改正児童福祉法において、フォスティング業務は都道府県が行うべき業務として具体的に位置づけられました。これまでの里親普及支援機関と異なり、里親委託率向上に向けて、受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現するため、「里親のリクルート、研修、マッチング、支援などを里親とチームとなって一貫して担う機関を設置する」ためのガイドラインです。フォスティング機関は民間に委託できるとされており、2020年までに各都道府県に設置されることになっています。里親委託推進の要となる新しい機関です。

### 3. 乳幼児・児童養護施設

これまで、社会的養護において施設は重要な役割を担ってきましたが、改正児童福祉法において、子どもが権利の主体と位置づけられるとともに、家庭養育優先原則が明記され、施設養育が必要な場合においても「できる限り

良好な家庭的環境」において養育するよう示されたことにより、急速に里親委託、特に乳幼児の委託が進むと思われます。このような中で、施設は高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を図ることとされ、さらに、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援などの役割を担うこととされました。

### 4. 一時保護ガイドライン

一時保護は、地域で、虐待など困難な状況にある子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などを把握する(アセスメント)ために行われるものですが、子どもへの個別的な対応の不十分さやケアに関する自治体間の格差、長期の保護による学習権の侵害など、子どもの権利が保証されていない課題が指摘されていました。このような問題の解決のために示されたのがガイドラインです。一時保護は、児童虐待対応を含む児童福祉の入口に位置する重要な制度であり、高度な専門性を備えた多機関連携などに向け、見直しが行われることとなります。

このような中で、「SOS子どもの村JAPAN」の活動も、「子どもの村福岡」での家族養育とともに、一時保護やショートステイなどの短期預かり、市町村支援としての「子ども家庭支援センター」の相談事業のアウトリーチ支援などを強化していくこととなります。

また、福岡市では、2019年3月14日に「福岡市社会的養育のあり方検討会」が発足し、「都道府県社会的養育推進計画」の策定が始まりました。検討会は、「SOS子どもの村JAPAN」も参加した20名の委員からなり、10年間の各区での子ども家庭支援体制、里親養育推進や施設のあり方、一時保護所改革、児童相談所の強化、社会的養護の自立支援、子どもの権利擁護の取り組みなどについて計画が立てられつつあります。

# 子どもの村福岡

SOS CHILDREN'S VILLAGES FUKUOKA



## 1. 「子どもの村福岡」の運営— 子どもの意見を尊重して

「子どもの村福岡」では、2018年末現在、4軒の家族の家で、10人の子どもを育てています。昨年3月には、開村して初めて18歳の青年が村を巣立ちました。今春には、6年生3人が中学校に進学します。また、1軒の家が新しくファミリーホームになる準備を進めています。

我が国は、改正児童福祉法の第1条に家庭福祉が子どもの権利条約に則って行われること、第2条には子どもの最善の利益と子どもの意見の尊重が明記され、「新しい社会的養育ビジョン」に沿った社会的養護の改革が進みつつあります。子どもの村でも、子どもの意見の尊重に努めながら養育を進めています。

また、「里親支援のモデル開発」として、以下の試みを行っています(図1)。

- 1 村長を中心として、ファミリーアシスタントやセンタースタッフが定期的に「ファミリーチームミーティング(FTM)」を行いながら、チーム養育をすすめています。その、ファシリテーターは、第三者として「子ども家庭支援センター」の相談支援員が務めます。
- 2 月に1回開催される「村運営会議」は、育親やスタッフが参加し、提案された村の課題を検討します。
- 3 専門家で構成されるサポート部会は、ファミリーチームミーティングで専門家による支援が必要と判断された場合、支援の内容を検討して実施します。

## 2. ショートステイと一時保護の受入れ

地域で、困難を抱える家庭の増加に伴い、区役所を窓口にしたショートステイや児童相談所からの一時保護の申し込みが増えており、「子どもの村福岡」では74名の子どもを受入れました(前年26名)。今後も利用者が増加し続けることが予想されることから、受入れ体制の整備が求められます。

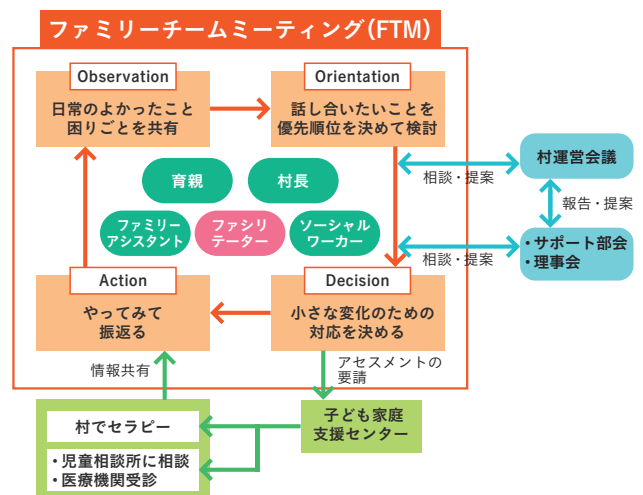


図1 FTMを中心とした支援のしくみ

## 3. 村の訪問者

最近の社会的養護改革の中で、「子どもの村福岡」の里親養育が注目され、施設職員や行政従事者、議会関係者、大学教員・学生など、多くの視察見学者が村を訪れています(図2)。

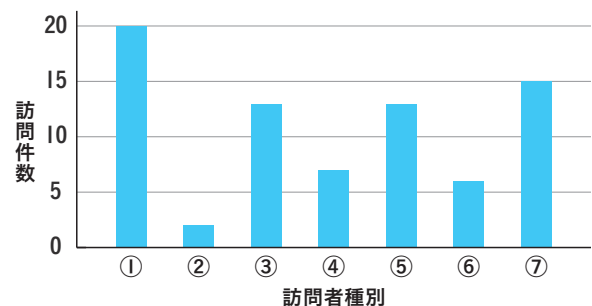


図2 訪問件数(2018年)

### 【訪問者種別】

- ① 支援者：寄付やボランティアなどで支援(希望)している方
- ② メディア
- ③ 地域団体：民児協、人尊協、PTAなど
- ④ 専門家：大学(学生含む)、養護教諭、スクールソーシャルワーカーなど
- ⑤ 社会的養護関係者
- ⑥ 行政
- ⑦ その他

# 子ども家庭支援センター

Child and Family Support Center



## 1. 困難を抱える子どもとその家族の支援

家族が抱える問題は、ひとり親家庭の孤立した子育て、親の精神疾患、若年出産、親自身の被虐待歴、子どもの不登校、子どもの障害など、複雑で重層的です。SOS子どもの村は、子どもの権利尊重にもとづき、家族を丸ごと地域で支える包括的な支援をめざしています。

2018年4月より、相談体制を従来の4名から5名に強化し、前年より多くの相談支援を実施しました。また、アウトリーチにも力を入れ、来所することができない家庭に対し、相談支援員が訪問してカウンセリングや親子関係再構築等の支援を行いました(図1)。

### (1) 相談体制

臨床心理士等：4名

社会福祉士：1名

### (2) 相談件数

2017年(1月～12月)：1,958件

2018年(1月～12月)：2,569件

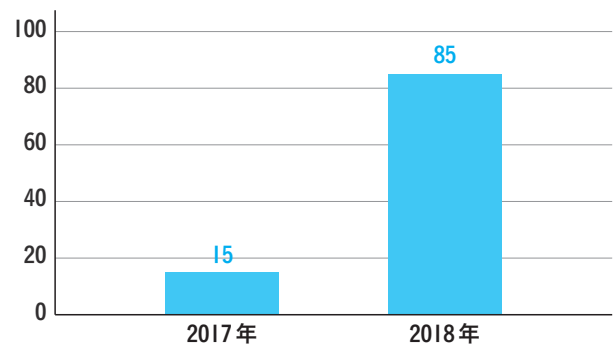
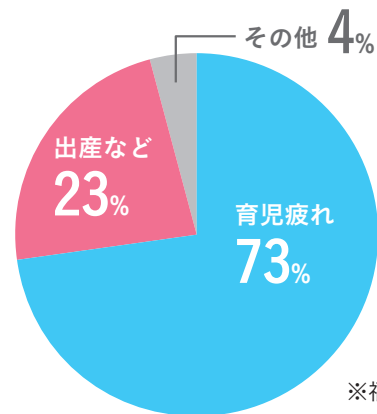


図1 アウトリーチ実施件数



※福岡市西区統計

図2 ショートステイ利用理由(2017年度)

## 2. みんなで里親プロジェクト

「みんなで里親プロジェクト」では、SOS子どもの村JAPANと西区役所が協働事務局となり、区の社会福祉協議会や里親会等と共に以下の取り組みを行います。

### ①短期の里親のリクルート(「里親って?カフェ」開催等)

### ②SOS子どもの村がショートステイの調整機関となる

福岡市西区では、ショートステイ利用の理由として、育児疲れの割合が高くなっており(図2)、身近な支援者による継続的なサポートが必要です。「子どもの村福岡」でのショートステイ利用の相談は72件でしたが、受入れ態勢が整わずに断るケースも多く(実施17件)、地域で短期の里親が行うショートステイに対するニーズの高さを感じています。

この取り組みにより、身近な小学校区で、子どもと家庭を支え、虐待や親子分離を防ぐ協働養育のしくみを作ることをめざしています。

### ★これまでの実績(2016年4月～2019年3月)

「里親って?カフェ」全33回 参加者：117名

里親研修受講者：46名(他機関への紹介者含む)

里親登録者：15名(他機関への紹介者含む)

ショートステイ里親登録：4名

里親によるショートステイ試行：4回

里親ひろめ隊(広報協力店舗・施設)：114か所

この実績の中で、リクルートから里親登録まで伴走型支援を行う方針が生まれ、里親登録に結びつくようになった。しかし、そこからショートステイ里親への登録に進む人は少なく、今後の課題となっている。

# 人材育成プログラムの開発と実践

Human resource development program



## 1. 家庭養育推進のための人材育成

SOS子どもの村では、里親支援の一つとして、家庭養育者の人材育成を位置づけ、公開研修会や専門研修会などを開催しています。

今期は、トラウマ体験による愛着障害や発達障害を抱えた子どもの理解、里親自身の心身のコントロールなどについての研修会を開催しました。



実績(2018年1月～12月)

○市民向け公開研修会(3回) 参加人数: 109名

- ①「家族と暮せない子どもたちとSOS子どもの村の家族支援」
- ②「幼少期の心の傷と身体の関係」
- ③「家族と暮らす子どもの権利」

○里親・ファミリーホームを対象とした専門研修会(3回) 参加人数: 72名

- ①「子どもの行動化と暴力的なコミュニケーションへの理解と対応」(2018.2.18) 講師: 三ヶ田智弘(大分こども心理療育センター愛育学園)
- ②「心と体のセルフコントロール」(2018.9.24) 講師: 黒木俊秀(九州大学)・森川友子(九州産業大学)
- ③「発達障害(応用編)」(2018.11.18) 講師: 坂口美由紀(カウンセリングルームこぼこ)

## 2. フォスタリングチェンジ・プログラムの実践と普及

フォスタリングチェンジ・プログラムの実践は、今年で3年目となり、全国18か所で実施されました(前年は11か所)。

★福岡の2018年度実績(えがお館との共催)

5～8月(12セッション): 受講者6名

## 3. アドボカシー活動

里親先進国であるイギリスから2人の講師を招き、前年の里親登録前研修(Skills to Foster)に続き、イギリスの里親登録過程のあり方や、登録後研修であるフォスタリングチェンジ・プログラムについて学びました。

★フォスタリングチェンジ・プログラムとは

英国で開発された、里親のためのトレーニングプログラム。里子の問題行動に適切に対応し、愛着形成をはかることで、里親のストレス軽減や里親と子どもの関係改善をめざします。

第6回 東京・九州フォーラム開催(2018.3.3・3.11)

参加者260名

「里親子の関係不調を防ぐ、登録前研修と登録後の支援」

講師: キャシー・ブラッケビィ/キャロライン・ベンゴ



九州フォーラムの様子(2018年3月11日)

# 2018財務報告

## Financial report

### I. 会計総括

2018年は、事務所移転により予定外の支出があり、子どもの村福岡運営基金を一部取り崩したものの、企業からの新規大口寄付収入があったことから、全体の収支はほぼ予算どおりとなりました。

しかしながら、企業及び個人支援会員からの寄付納入率が減少しており、支援会員の寄付率の向上や新規会員の獲得が重要な課題となっています。

### 2. 資金開発の強化

寄付収入の安定性を向上させることが、法人あげての喫緊の課題になっています。そのため、法人の公式ホームページについて寄付構造を持つものにリニューアルし、認知度向上のためにSNSなどの多様なメディアを活用した広報活動や、地元根付いた街頭活動を基本にしながら、マンスリー支援会員の獲得を中心とした資金開発の強化に努力していきます。

### 3. 様々な支援

福岡ソフトバンクホークスの柳田悠岐選手が、2018年3月に自身の成績(本塁打数)に連動して、1本塁打につき、300,000円(ポストシーズンを含む)をSOS子どもの村JAPANに寄付することを発表しました。

その結果、ポストシーズン含み39本塁打となり、1,170万円の多額の支援寄付となりました(寄付入金は2019年1月)。シーズン終了後の2018年12月24日には寄付贈呈式を兼ねて「子どもの村福岡」を訪れ、子どもたちとの楽しい時間を過ごしました。



#### 企業によるボランティア活動

2018年は、企業団体の従業員等によるボランティア活動を多く受け入れました。子どもの村福岡での草取り作業や、法人事務局での外貨コイン仕分作業等により、9社がボランティア活動を実施しました。経済的支援だけでなく、従業員自らが社会貢献をするための制度づくりをする企業が増えています。

#### I 経常収益

科目	金額
<b>1 受取会費</b>	<b>29,003,629</b>
正会員受取会費	1,780,000
支援会員受取会費	27,223,629
<b>2 受取寄付金</b>	<b>47,927,183</b>
<b>3 受取助成金等</b>	<b>9,328,277</b>
<b>4 事業収益</b>	<b>34,964,748</b>
ファミリーホーム措置費収益	19,035,783
児童家庭支援センター運営業務受託収益	15,172,940
研修事業収益	202,525
情報提供・啓発事業収益	553,500
<b>5 その他収益</b>	<b>158,067</b>
受取利息	12,305
雑収益	145,762
<b>経常収益計</b>	<b>121,381,904</b>

#### II 経常費用

科目	金額
<b>1 事業費</b>	<b>106,307,485</b>
<b>子どもの村福岡運営事業</b>	<b>55,978,854</b>
人件費	32,604,493
その他経費	23,374,361
<b>児童家庭支援センター受託事業</b>	<b>17,734,503</b>
人件費	12,814,260
その他経費	4,920,243
<b>子ども支援システム研究開発事業</b>	<b>12,448,555</b>
人件費	5,906,804
その他経費	6,541,751
<b>情報提供・啓発活動</b>	<b>7,822,815</b>
人件費	3,450,374
その他経費	4,372,441
<b>支援者リレーションズ</b>	<b>10,526,899</b>
人件費	6,085,709
その他経費	4,441,190
<b>国際連携</b>	<b>1,795,859</b>
人件費	0
その他経費	1,795,859
<b>2 管理費</b>	<b>23,260,357</b>
人件費	15,931,059
その他経費	7,329,298
<b>経常費用計</b>	<b>129,567,842</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>▲ 8,185,938</b>

#### III 経常外収益

科目	金額
当期正味財産増減額	▲ 8,185,938
前期繰越正味財産額	243,477,364
次期繰越正味財産額	235,291,426

# ANNUAL REPORT 2018

---

認定NPO法人 SOS子どもの村JAPAN アニュアルレポート

---

## A loving home for every child

すべての子どもに愛ある家庭を



SOS 子どもの村  
JAPAN

認定NPO法人 SOS子どもの村JAPAN

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-3-14 ブランシェ赤坂3F

TEL 092-737-8655 FAX 092-737-8665

[www.sosjapan.org](http://www.sosjapan.org)